

自転車運転者講習制度のながれ

① 自転車運転者が危険行為を繰り返す

- 3年以内に2回以上



② 交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が自転車運転者に講習を受けるように命令



③ 講習の受講（命令を受けてから3か月以内）

- 講習時間：3時間
- 講習手数料：5,700円（標準額）

※受講命令に違反した場合は、5万円以下の罰金

自転車安全利用五則を守りましょう

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。

2. 車道は左側を通行

自転車は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。

3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

4. 安全ルールを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号厳守と一時停止・安全確認



5. 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

自転車は車両であることを自覚し、ルールとマナーを守った安全運転を心がけましょう。

自転車はルールを守って

楽しく乗りましょう!!



～知っていますか？自転車の交通ルール～

平成27年6月1日から改正道路交通法の施行により、自転車への罰則が強化されました。自転車の運転に関し、特定の危険行為（下表）を3年以内に2回以上繰り返したかたは、「自転車運転者講習」の受講が命じられることとなります。また、命令に違反した場合は、罰金が科せられます。

取り締まられるから「交通ルールを守る」ではなく、自分自身、そして周りの安全のために乗り方を見直しましょう。

自転車運転者講習の対象となる危険行為

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| 1. 信号無視 | 8. 右折時、直進車や左折車への通行妨害 |
| 2. 通行禁止道路（場所）の通行 | 9. 環状交差点安全進行義務違反等 |
| 3. 歩行者用道路での歩行者妨害 | 10. 一時不停止 |
| 4. 歩道通行や車道の右側通行等 | 11. 歩道での歩行者妨害等 |
| 5. 路側帯での歩行者の通行妨害 | 12. 制動装置（ブレーキ）不備の自転車の運転 |
| 6. 遮断踏切への立ち入り | 13. 酒酔い運転 |
| 7. 左方車優先妨害・優先道路車妨害等 | 14. 安全運転義務違反 |



▲伝達式にて更なる記録の更新を決意した、伊勢町長と町交通安全関係者のみなさん。

大河原町では平成27年7月9日をもって、大河原町内における交通死亡事故ゼロ500日を達成しました。これを受け、7月13日に大河原町役場で宮城県知事「褒状」伝達式が行われました。

交通安全の指導や啓発を推進していただいた関係者の方々に感謝するとともに、この素晴らしい記録を1日でも長く更新できるように運転者も歩行者も交通安全に努めましょう。

**交通死亡事故ゼロ
500日達成!!**